

TEL 095-825-1132

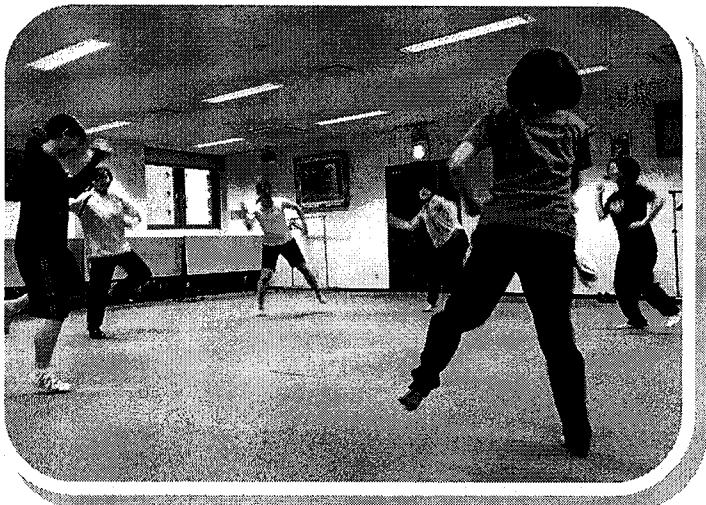
FAX 095-827-3658

E-mail info@nagatakaikei.co.jp

URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

永田会計 紹介コーナー

来る7月27日土曜日に開催されます、ながさきみなとまつりの先賢行列長崎さるきのパレードに当社職員8名が演舞隊として参加させていただくこととなりました！！

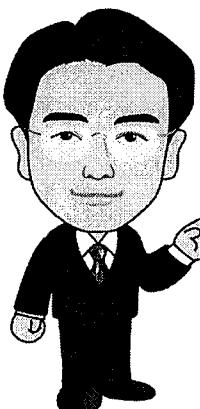


先賢行列は、長崎市大波止夢彩都横のおくんち広場を19時にスタートし、水辺の森公園特設ステージまで演舞隊と山車が練り歩きます。

私達は、本番に向け仕事の後に練習したり、団体練習に参加しています。毎日デスクワークで運動不足の身には過酷な練習で、翌日には筋肉痛を訴える者も出てきていますが、仕事の後に2時間近く練習をして、本番に向け日々努力を重ねています。

まだまだ、不揃いですが本番ではビシッと揃えてかっこよく踊り切りますので、お時間のある方はご声援いただければ幸いです。

経営に役立つメールマガジン



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、mm@nagatakaikei.co.jp宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。

認定支援機関の経営サポート活用

この3月に失効した中小企業金融円滑化法によって、返済猶予など何らかの金融支援を受けていた中小企業は、30万社とも40万社ともいわれています。円滑化法の失効に伴って、金融機関をはじめとする関係機関は、こうした金融支援先の経営再建に向けての出口戦略を描く必要に迫られています。しかしながら、近年、中小企業を取り巻く経営課題はますます多様化・複雑化しており、これらを解決に導くには、それぞれの課題にマッチした専門家による支援が不可欠です。

こうした状況を背景に、昨年8月「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業経営力強化支援法）が施行されました。

同法は、中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中から、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者を、国が公的な支援機関（経営革新等支援機関）として認定し、中小企業の経営課題解決に向けての支援をするというものです。6月5日現在、11,156の機関が経営革新等支援機関（以下認定支援機関）として認定を受けている。認定支援機関による主な経営改善支援事業は以下の通りです。

☆ 経営改善計画策定支援事業（事業予算405億円）

認定支援機関による経営改善計画策定およびフォローアップ（計画実行支援）に係る費用について、総額300万円を上限として、その3分の2（200万円）を補助する。

☆ 再生支援協議会の機能強化（事業予算40.5億円）

全国で100名以上の専門家の増員を図ることにより、より高度な事業再生支援に係る質的・量的な強化を図る。

☆ 経営支援型セーフティーネット貸付（事業予算1,326億円）

資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者が、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、日本政策金融公庫等が低利融資を行う。

貸付限度額は、中小企業事業7.2億円、国民生活事業4,800万円。

貸付期間は、設備資金15年以内、運転資金8年以内。

☆ 資本性劣後ローン（事業予算986億円）

新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が資本性を有する長期資金（一括返済型）を供給する。

貸付限度額は、中小企業3億円、国民生活事業2,000万円

貸付期間は、7~15年。

☆ 借換保証（事業予算500億円）

既往の保証付き融資について、新たな保証付き融資に借り換える制度。

複数債務を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減。

その他、認定支援機関の支援による特別な税制（設備投資減税）や設備投資に対する補助金（ものづくり補助金）等の支援施策が順次打ち出されています。

なお、弊社も認定支援機関としての認定を受けております。

お気軽にご相談ください。

問い合わせ：095-825-1132 担当：塚原、小野

